

第9回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

平成30年9月10日（月） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三
林 安廣 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治
森瀬 宏 ・ 野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 江崎 和浩
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫
松野 芳正

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先
奥村 富則 ・ 加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 岸野 治郎
栗原 修司 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 田中 鉄男
辻 政廣 ・ 戸崎 和美 ・ 林 俊朗 ・ 福井 正弘
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 高島 明見 主査 則竹 邦彦
副主査 吉村 雅子 主任 棚橋 秀行
主任主事 木下 勇気 主事 片岡 美晴
主事 佐藤 優希 主事 福藺 いづみ

関 係 者

農林部農林政策課主任 出口 大治

議 案

- 第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 第58号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第59号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第60号 農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第61号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第62号 平成29年度農地所有適格法人要件確認報告書について
- 第63号 平成31年度農業施策に関する要望書について
- 第64号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

議 長

それでは、平成30年第9回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、18名中18名で全員出席ですので、本会議は成立することを報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号1番、櫻井宏委員、議席番号2番、福田正義委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第57号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、

所有権の移転8件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第57号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願い致します。

申請明細1番、鷺山地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

3ページをお願い致します。

申請明細2番、常磐地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細3番、木田地区からの申請内容は、使用貸借の設定で、貸人は農業経営の縮小を図り、借人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図ろうとするものです。

4ページをお願い致します。

申請明細4番、方県地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田、畑を譲り渡すものです。

4ページ、5ページをお願い致します。

申請明細5番、6番、7番、8番、9番、合渡地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田、畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第57号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番の鷺山地区の申請については、担当地区の森瀬宏委員、御説明をお願いします。

森瀬委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

8月23日に鷺山地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人は地元で野菜を栽培しており、農業経験も豊富です。地域の取り決めも理解しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ2番の常磐地区からの申請については、担当地区の河田均委員、御説明をお願いします。

河田委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が農業経営を拡大したい譲受人に農地を売買するものであります。

譲受人は、本市及び近郊で水稻や野菜の栽培をしており、これまでの耕作状況も問題なく、農機具も十分に保有しています。8月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行い、地域の取り決めなどを守っていただけるということを確認しており、許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく3ページ3番の木田地区からの申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人へ農地を貸借するものであります。今回の申請地において、水稻を栽培される予定と聞いております。

使用借人は地区外の方ですが、農業経験は豊富でございます。また農機具なども事務局員が確認してございます。

なお、地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、地元としては問題がないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ4番の方県地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は、方県地区を中心に耕作している譲受人が農業経営を拡大するために農地を購入するものでございます。

8月13日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。立会いの際に農機具等を確認し、地域の取り決めなども守っていただけたということでしたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、同じく4ページ5番から5ページ9番までの合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、御説明をお願いします。

國井委員

申請明細5番から9番まで5件まとめて説明いたします。

譲渡人は農作業の経験が無く、相続した農地の維持管理ができないため、農業経営を拡大したい譲受人に農地を売却するものがあります。

8月24日に合渡地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員とともに現地立会いを行いました。

申請明細5番及び6番については、譲受人は地元合渡の担い手で、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

申請明細7番、8番及び9番については、譲受人は地区外の方ですが、農作業の経験も十分で、申請地の田では水稻を、畑では野菜を栽培する予定とのことです。

いずれの譲受人も地域の取り決めを十分理解しており、許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第57号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第58号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第58号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、7ページの用途区分別総括表にありますように、一般個人住宅が1件、その他1件、合計2件で、転用面積は、田1,737平方メートル、畑415平方メートル、合計2,152平方メートルとなっております。

8ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、方県地区の申請内容は、一時転用により農地の嵩上げをするものでございます。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内の農地です。周辺の農地等に係る営農条件に支障がないこと、一時転用が妥当であることから許可し得るものです。

申請明細2番、西郷地区の申請内容は、駐車場に転用するものでございます。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下のため、例外的に許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第58号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第59号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、賃借権の設定3件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第59号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

10ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では一般個人住宅が1件、店舗等施設が2件、貸駐車場、資材置場が1件、土石等採取用地が1件、合計5件で、転用面積は、田6,502平方メートル、畑1,090平方メートル、計7,592平方メートルとなっております。

11ページをお願い致します。

申請明細1番、芥見地区の申請内容は、賃貸借権の設定による店舗等施設への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので53ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は芥見地区の北部で、主要地方道川島三輪線沿いの、藍川北中学校から北東へ約600メートルのところに位置している農地でございます。

11ページをお願い致します。

申請明細2番、芥見地区の申請内容は、賃貸借権の設定による砂利採取用地への一時転用です。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内の農地です。周辺の農地等に係る営農条件に支障がないこと、一時転用が妥当であることから許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用にな

りますので54ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、芥見地区の南部で、県道53号線沿いの、岩小学校から北へ約500メートルのところに位置している農地でございます。

11ページをお願い致します。

申請明細3番、合渡地区の申請内容は、所有権移転による駐車場への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

12ページをお願い致します。

申請明細4番、三輪地区の申請内容は、所有権移転による分家住宅への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。ただし、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下のため、例外的に許可し得るものです。

申請明細5番、三輪地区の申請内容は、賃貸借設定による駐車場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。ただし、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下のため、例外的に許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま議案第59号について事務局から説明を受けましたが、11ページ1番及び2番の芥見地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

先月21日に農地利用最適化推進委員の篠田委員、事業者、事務局職員と私で2件の現地立会いを行いました。

まず申請明細1番につきましては、水路や田に接している部分がありますが、L型擁壁等を設置し、周辺農地等に影響を及ぼさないよう施工していただけると聞いております。また、立会い時に水路際の管理についてもお願いしておりますので、許可は問題

ないと思っております。

次に申請明細 2 番につきましては、事業者は現在岩地区及び芥見地区で砂利採取のための一時転用許可を受けております。その砂利採取地において、これまでに二度、砂利採取法第 2 1 条に規定された採取計画の遵守義務に違反しておりますが、県の指導のもと、その都度速やかに是正はされております。

今後このような違反が無いよう事務局から指導したところ、周辺農地や住民に対して十分な配慮をし、砂利採取法に基づいて計画どおり事業を行うことを約束されましたので、今回の申請につきまして、地元として許可はやむを得ないと判断しております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。議案第 5 9 号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

引き続きまして、議案第 6 0 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第 3 条の 3 届出 3 4 件、第 4 条届出 1 2 件、第 5 条届出 5 0 件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 6 0 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに第 3 条の 3 の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

1 4 ページをお願い致します。

各地区別の報告となっております。届出のありました 3 4 件の内訳は、

田が 6 1 筆 3 4, 1 4 5. 3 2 平方メートル、

畑が97筆29,464.38平方メートルで、
計158筆63,609.70平方メートルでありました。

続きまして15ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区別では、一般個人住宅が4件、集団住宅その他が1件、道水路・鉄道用地が1件、店舗等施設が1件、貸駐車場・資材置場が5件、合計12件で、面積と致しましては、田、畑合計で3,853平方メートルとなっております。

受理明細は16ページから18ページに記載してございます。

続きまして19ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区別では、一般個人住宅が22件、集団住宅その他が19件、官公署・病院等公的施設が1件、工・鉱業用地が2件、店舗等施設が2件、貸駐車場・資材置場が4件、合計50件で、面積といたしましては、田、畑合計で26,874.16平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、20ページから33ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年8月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議 長

ただいまの議案第60号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして議案第61号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第61号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

35ページをお願い致します。

今回は3件提出されており、特例適用農地面積は、

田が982平方メートル、畑が1,605平方メートルで、計2,587平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第61号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第62号、平成29年度農地所有適格法人要件確認報告書について、要件確認報告書22件、以上を報告させていただきます。

事務局の説明を求めます。

高島副主幹

議案第62号、平成29年度農地所有適格法人要件確認報告書について説明致します。

議案書の37ページから40ページを御覧ください。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条には、農地所有適格法人であって、農地を所有し、又は他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、事業の状況等を毎事業年度の終了後3か月以内に、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

岐阜市の26法人のうち、今年度提出が必要な22法人全てから提出されました報告書を基に、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしているか確認を致しました。

農地法に定義する農地所有適格法人とは、農事組合法人、公開会社でない株式会社、又は持分会社で、次に述べる要件をすべて

満たしているものを言います。一つ目は、事業要件としまして、その法人の主たる事業が農業、又はその農業に関連する事業であること。二つ目は、株式会社にあつては、農業に携わる株主の有する議決権が総株主の議決権の過半を占めていること、持分会社にあつては、農業に携わる社員の数が社員の総数の過半を占めていること。三つ目に業務執行役員要件としまして、その法人の経営責任者となります役員の過半の者が法人の農業又は関連事業に常時従事しており、かつ、その役員又は重要な使用人のうち1人以上が、農作業に従事する者である必要があります。

各法人から提出されました報告書を審査しましたところ、これらの要件をすべて満たしておりましたので報告させていただきます。

なお、報告の必要の無い4法人ですが、1法人は業務実績が無いもの、1法人は他市へ報告を提出しているもの、2法人は平成29年度から法人化されたため、報告期日が未到来のものです。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第62号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第63号、平成31年度農業施策に関する要望書について、を議題と致します。

7月20日に生産対策専門委員会及び耕地対策専門委員会、7月24日に環境対策専門委員会、7月27日に農政対策専門委員会を開催致しました。

その後、8月27日に役員会を開催し、専門委員会ごとに研究討議されました要望事項を審議検討し、「要望書平成31年度農業施策について」として取りまとめましたので、提案致します。内容につきましては、事務局から説明致します。

奥田事務局
長

議案第63号、平成31年度農業施策に関する要望書について、説明致します。

議案書42ページからの要望書(案)は、会長から説明のありましたとおり、各専門委員会及び役員会を経て、10項目43の要望を取りまとめています。要望書の構成は、項目ごとに要望の要旨を記し、要望内容は四角い枠で囲ってあります。また、項目

の上部及び枠内の各要望内容に添えました括弧内には、内容に応じた要望先を記しております。

43 ページを御覧ください。

国、県、市及びJAに提出する際の添書となります。

44 ページを御覧ください。

要望事項の一覧となります。

45 ページを御覧ください。

「1、農業委員会活動について」の要望事項です。

(1) は国へ、(2) は市へ要望するものです。

(1) 農業委員会の意見の公表、他の行政庁への要望、行政庁の諮問に対する答申は、行政庁や市民に農業者の声を届ける大変重要な手法であるため、農業者の声が届けやすい仕組みづくりを考慮されたい。

(2) 市内30地域で活動する農政推進委員会は、農政推進に欠くことのできない単位組織であり、その活動に要する財源について本年度と同額以上の予算を確保されたい。

続きまして、「2、経営所得安定対策等について」の要望事項です。

(1) は国、県、市へ、(2) はJAへ、(3) は国、県、JAへ要望するものです。

(1) 配分枠については、本年度と同額以上の予算規模を確保されたい。

(2) 今後も飼料用米の生産に取り組む農業者の増加が見込まれるため、販路拡大を図るとともに、専用施設を確保されたい。

46 ページを御覧ください。

(3) 米の生産調整について、市農業再生協議会が確実に機能するよう、JAを中心として国全体、及び岐阜県全体で調整できる仕組みを検討されたい。

続きまして、「3、農地中間管理事業について」の要望事項です。

(1) は国、県、市、JAへ、(2) は国、県、市へ、(3) は県への要望事項です。

(1) 農業は、地域全体の調和を以て機能しているという実態を考慮した上で、同機構による集積においては、引き続き地域特性に十分配慮し、効率的な集積を図られたい。

(2) 耕作放棄地の解消のため、課税強化の実施等、農地中間管理事業の活用を積極的に進め、更なる対策を図られたい。

(3) 農地集積を加速化するため、機構集積協力金の予算を確保されたい。

続きまして、「4、多面的機能支払交付金等について」の要望事項です。

47ページを御覧ください。

(1) は国へ、(2) と (3) は市へ要望するものです。

(1) 多面的機能支払交付金の制度は、これまでの活動により理解され、活動も定着してきていることから、来年度以降も継続して予算を維持するとともに、活動組織がこれまで以上に取り組みができる制度として充実を図られたい。また、本事業で助成の対象となる適用区域の拡大について積極的に検討をされたい。

(2) 非農家である市民も利用している農業用排水路等の水路浚渫については、関係部署で対応するとともに、道水路の法面管理を行っている担い手に対する助成制度を検討されたい。

(3) 農業用排水路の管理は担い手だけでは困難なため、排水路を使用する非農家も含めた周辺住民と共同で管理ができるよう、コミュニティの育成に寄与する施策等を講じられたい。

続きまして、「5、農業生産振興及び担い手対策について」の要望事項です。

(1) から (4) までは県、市、JAへ、(5) から (7) までは市、JAへ、(8) と (9) は県、市、JAへ、(10) は県へ、(11) は県、市へ、(12) は市へ要望するものです。

(1) 本市特産農産物の生産拡大とブランド化を促すため、「ぎふクリーン農業」の啓発に努め、減化学合成農薬・減化学肥料に効果的な農業用機械等の導入に対し、引き続き助成されたい。

(2) 農業者の生産意欲の向上及び経営の安定化を図るため、薬用作物栽培やブランド農産物の開発に向けた研究、販路の開拓、積極的な広報活動など、農業所得の向上につながるよう努められたい。

(3) 新規就農者が早期に自立し、安全、安心で質の高い農業生産に専念できるよう、就農時の支援を継続されたい。

48ページを御覧ください。

(4) 環境への影響に配慮するため、農薬の適正使用について、さらなる啓発活動を実施されたい。また、必要とされる農薬の安全性をはじめ、早朝時における農作業等について地域住民の理解が得られるよう、効果的な広報活動や地域のコミュニケーション

対策を進めると共に、農地へのゴミの投棄やペットの散歩時のマナーについて、市民への啓発を図られたい。

(5) 今後の地域農業の担い手づくりに向けた、集落営農組織の法人化や規模拡大を推進し、同組織への水田農業用機械の貸与及び導入に対する助成制度など支援の充実を図られたい。また、農協が主体となる営農組織の立ち上げを検討されたい。

(6) 市民が農業を身近に感じ、地域とふれあうことができる市民農園開設について引き続き支援されたい。

(7) 農業用使用済プラスチック、空容器及び廃棄農薬の回収について広く周知を図られたい。

(8) 農業後継者不足を解消する方策として、技術指導等をはじめ、研修制度の拡充、担い手の育成対策を講じられたい。また、小規模農家や兼業農家が営農を継続していくための支援を図られたい。

(9) 農業の合理化のため、農地の集積、集約による農業経営の大型化、機械化を推進するとともに、栽培技術等の情報化を推進されたい。

(10) 異常気象に対応できる品種の開発を図られたい。

(11) 農作物等の盗難被害が毎年発生しているため、啓発活動等の対策を図られたい。

(12) 薬用作物栽培に対し、さらなる支援を検討されたい。

続きまして、「6、遊休農地、耕作放棄地対策について」の要望事項です。

49ページを御覧ください。

(1) は市へ、(2) から(4) は国、県、市へ要望するものです。

(1) 遊休農地の調査結果を、農業委員、農地利用最適化推進委員と共有できる体制づくりを検討されたい。

(2) 農業者の高齢化や後継者不在のため耕作の継続が困難になった農地、所有者不明の耕作放棄地について、担い手に集約できる方法を検討されたい。

(3) 相続未登記などの理由から所有者不明の農地、遠隔地居住者の所有農地について、効果的な耕作放棄地の防止対策を図るとともに、耕作放棄地や未転用農地の雑草処理、ゴミ投棄等に対する指導、対策を強化されたい。

(4) 相続による農地の細分化が進むことについて、対策を検

討されたい。

続きまして、「7、食農教育の推進について」の要望事項です。

(1) は市、JAへ、(2) は県、市、JAへ、(3) と(4) は市へ要望するものです。

(1) 食農教育に関する活動について、情報の共有など各組織の連携を図るとともに、活動に携わる組織や人材の確保、育成に努められたい。

(2) 食農教育を通じて「食の安全、農業の大切さ」を啓発し、学校給食等に地元の農作物を優先的に使用する等、授業や学校給食等で地産地消を推進する食農教育機会を増やすよう検討されたい。

50ページを御覧ください。

(3) 市内各小中学校において、全校を挙げた積極的な食農教育の取り組みとなるよう、教育委員会等と連携協力を図るとともに、地域支援についても検討されたい。

(4) 耕作放棄地を食農教育に活用したり、生徒が育てた農産物の販売施設や圃場の整備に市として協力する等、次世代が農業に魅力を感じ、就農を促進する支援体制づくりを検討されたい。

続きまして、「8、有害鳥獣の被害対策について」の要望事項です。

(1) は県、市へ、(2) から(5) は市へ要望するものです。

(1) 鳥獣被害防止活動に地域で取り組む組織への支援を拡充するとともに、補助枠の拡大を含む予算を確保されたい。また、行政による効率的駆除の取組や、個人捕獲に対する助成制度を整備されたい。

(2) 小型有害鳥獣の有効な駆除方法の指導や情報提供について、農家への周知を継続するとともに、鳥獣捕獲用オリの貸出数の増加等、行政による効果的な駆除対策の実施及び、被害防止に対する支援強化を図られたい。

(3) ジャンボタニシの被害が年々拡大しているため、防除対策の周知及び用排水路も含めた被害対策を継続されたい。

(4) 小型鳥類による農作物への被害が拡大しているため、他都市の対策も参考にしつつ効果的な対策を図られたい。

(5) 大型獣(イノシシ等)の捕獲は、頭数制限もあり個人での対処は困難なため、被害が拡大する前に市で抜本的な対策を図られたい。

5 1 ページを御覧ください。

「9、農業基盤整備対策について」の要望事項です。

(1) と (2) は県、市へ、(3) は市へ、(4) は県、市へ要望するものです。

(1) 用排水路及び揚水機の老朽化が著しいことから、引き続き修繕等施設の改良に努められたい。また、公共事業により移設、再整備を実施する際は、地域の意見を反映されたい。

(2) これまで行われた圃場整備は、道路幅員が狭く、畦畔によって区画が狭小となっていること、さらに、用水と排水が分離されていないことに加えて、用水が十分に供給できないなど、農地集積を進め、効率的な経営の実施に支障となっている状況も見受けられることから、大型の機械化にも対応できるような圃場整備事業を検討されたい。

(3) 道路や水路の法面の草刈等の管理を行っているのは農業者であることを広くPRし、状況の改善を図るとともに作業者の安全確保を図られたい。

(4) 農業用ため池の安全対策について検討されたい。

続きまして、「10、市街化区域内農地の地方税軽減制度について」の要望事項です。

5 2 ページを御覧ください。

(1) と (2) は国、市へ、(3) は市への要望です。

(1) 都市農業振興基本法では、都市農業の振興に関する施策を実施するため、必要な税制上の措置を講ずるよう求めており、生産緑地指定など、都市農業の特性に応じた対応を図られたい。

(2) 次世代を担う後継者が農業を継続できるよう、負担が大きい市街化区域内農地の固定資産税について、早急な軽減措置を検討されたい。

(3) 農地の都市計画税について、減免又は軽減措置を検討されたい。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ただいま、議案第63号について事務局から説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

決定致しました「平成31年度農業施策に関する要望書について」は、国、県、市、JAへ要望致します。

議長

引き続きまして、現在、黒野地区、岩地区及び芥見地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野地区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

現在埋戻し作業が行われており、8月28日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく埋戻しが行われていることを確認しております。

今後は農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区及び芥見地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員、御説明をお願いします。

清水委員

岩地区内2件及び芥見地区内1件の砂利採取の状況を報告致します。

8月28日に県及び市の関係部局による定期立入検査を行っております。

まず、岩滝西2丁目地内の砂利採取地につきましては、残すところは表土の埋戻し作業となっており、今週埋戻しが完了する予定であります。

次に、岩滝西3丁目地内の砂利採取につきましては、特に問題なく埋戻し作業が行われています。

最後に、芥見嵯峨2丁目地内の砂利採取についてですが、28日の定期立入検査の際に、採取区域北側の保安距離が60センチメートル不足していることを県が確認し、採取計画の遵守義務違反についての通知が同日付けで発出されました。事業者は速やかに現場を是正し、改善計画等を記載した実施確約書を県に提出し

たとのことです。また、県は9月7日に保安距離が是正されたことを確認しております。今後このような違反が無いよう事務局から指導しております。

今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました工事の進捗状況について、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区、岩地区及び芥見地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議長

引き続きまして、別冊の第9回農業委員会総会議案その2でございます。

議案第64号、岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、平成30年9月6日付け、岐阜市農政第122号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

出口主任

農林政策課の出口と申します。よろしくお願ひ致します。

議案につきましては、表紙に平成30年第9回岐阜市農業委員会総会議案その2農業振興地域の整備に関する法律関係と書かれている冊子になりますので、よろしくお願ひ致します。

それでは、1ページからの議案第64号、岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての内容を御説明致します。

今回は2件の軽微な変更としての用途区分の変更、1件の農用地への編入の申出、2件の農用地からの除外の申出に対する意見の決定を御審議いただくものでございます。

3ページに記載の軽微な変更として、農業用施設用地に用途区分変更するものが2件で、田が2筆の合計2,247平方メートルとなります。

続いて、4ページ、5ページに記載の軽微な変更以外の変更と

して、農用地への編入については、畑が1筆で106平方メートルとなります。

また、5ページに記載の除外につきまして、田が3筆で合計3,482平方メートルの農用地除外となります。

続きまして、6ページを御覧ください。

農用地区域から除外等の申出があった3件の詳細が書いてありますので、概要を御説明いたします。

整理番号1は、方県地域からの病院の建設の申出でございます。所在地は安食1丁目地内でありまして、9ページの申出地と示されている部分でございます。面積は2筆合計3,000平方メートルであります。

整理番号2は、常磐地域の農家住宅の申し出で、所在地は上城田寺西地内にあります。10ページの申出地と示されている部分で、面積は482平方メートルであります。

整理番号3は、西郷地域からの編入の申出でございます。こちらは、既存施設の敷地拡張、駐車場として、平成30年1月4日付けで除外をいたしました。計画の用途が立たなくなったため、農用地区域に再び編入するものです。所在地は中西郷三丁目地内でありまして、11ページの地図で申出地と示されている部分でございます。面積は106平方メートルであります。

最後に、7ページにお戻りください。

3の市町村検討調書に記載されておりますように、除外の申出のありました2件は、いずれも農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものでございます。

第64号議案の御説明は以上でございます。

議 長

ただいま、議案第64号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、
本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後 4 時 1 2 分閉会を宣す。